

議案第 71 号

岬町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

岬町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 1 月 23 日提出

岬町長 田代 堯

提 案 理 由

令和 7 年人事院勧告を踏まえ、会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の支給率を改定するため、本条例に所要の改正を行うものです。

岬町条例第　　号

岬町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）

岬町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年岬町条例第14号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「「100分の125」とあるのは、「100分の75」」を「「100分の126.25」とあるのは、「100分の76.25」」に改める。

第12条の2第1項中「「100分の105」とあるのは、「100分の50」」を「「100分の106.25」とあるのは、「100分の51.25」」に改める。

第22条第1項中「「100分の125」とあるのは、「100分の75」」を「「100分の126.25」とあるのは、「100分の76.25」」に改める。

第22条の2第1項中「「100分の105」とあるのは、「100分の50」」を「「100分の106.25」とあるのは、「100分の51.25」」に改める。

附　則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

新規例による一部改正する旨を賛成するに賛成する旨を申述べる。

(令和元年岬町会計年度任用職員の賃金に係る費用及び費用の給付に係る条例第14号)

新	旧
第1条～第11条 (略) (フルタイム会計年度任用職員の期末手当)	第1条～第11条 (略) (フルタイム会計年度任用職員の期末手当)
第12条 給与条例第22条から第22条の3までの規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第22条第2項中「 <u>100分の126.25</u> 」とあるのは、「 <u>100分の76.25</u> 」と読み替えるものとする。	第12条 給与条例第22条から第22条の3までの規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第22条第2項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは、「 <u>100分の75</u> 」と読み替えるものとする。
2～4 (略) (フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)	2～4 (略) (フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)
第12条の2 給与条例第23条の規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第23条第2項第1号中「 <u>100分の106.25</u> 」とあるのは、「 <u>100分の51.25</u> 」と読み替えるものとする。	第12条の2 給与条例第23条の規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第23条第2項第1号中「 <u>100分の105</u> 」とあるのは、「 <u>100分の50</u> 」と読み替えるものとする。
2 (略) (フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)	2 (略) (フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)
第13条～第21条 (略) (パートタイム会計年度任用職員の期末手当)	第13条～第21条 (略) (パートタイム会計年度任用職員の期末手当)
第22条 給与条例第22条から第22条の3までの規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が15時間30分未満である者を除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、給与条例第22条第2項中「 <u>100分の126.25</u> 」とあるのは、「 <u>100分の76.25</u> 」と、同条第4項中「それぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料の月額及び扶養手当の月額並びにこれらにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれの基準日（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日）以	第22条 給与条例第22条から第22条の3までの規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が15時間30分未満である者を除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、給与条例第22条第2項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは、「 <u>100分の75</u> 」と、同条第4項中「それぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料の月額及び扶養手当の月額並びにこれらにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれの基準日（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日）以

<p>した日) 以前 6 か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める額を除く。) の 1 月当たりの平均額」と読み替えるものとする。</p>	<p>前 6 か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める額を除く。) の 1 月当たりの平均額」と読み替えるものとする。</p>
<p>2 ~ 4 (略)</p>	<p>(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)</p> <p>第 2 条の 2 給与条例第 2 3 条の規定は、任期の定めが 6 月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が 15 時間 30 分未満である者を除く。以下この条において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第 2 3 条第 2 項第 1 号中「<u>100 分の 105</u>」とあるのは、「<u>100 分の 50</u>」と、同条第 3 項中「それぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料の月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれの基準日(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれの基準日(退職し、若しくは失職し、又は死亡した日)以前 6 か月以内の死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日)以前 6 か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める額を除く。)の 1 月当たりの平均額」と読み替えるものとする。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>以下 (略)</p>